申請にあたってのご注意

◆鳥取県で申請できるのは、日本国籍を有し、原則として鳥取県内に現住所（住民登録）のある方です。

1　未成年者等の申請について

◆未成年者または成年被後見人の方は、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父・母）または後見人の署名が必要です。
（署名された親権者または後見人が確認できる戸籍をお持ちください。）

◆親権者または後見人が遠隔地に在住しているため申請書に直接署名できない場合は、「旅券申請同意書」に署名をして郵送してもらってください。「旅券申請同意書」の書式は、旅券窓口に設置しているほか、鳥取県ホームページから様式ファイル（ＰＤＦ形式）をダウンロードして印刷することができます。なお、ダウンロードして印刷する場合は、必ず鳥取県ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

2　居所申請について（鳥取県以外に住民登録があり、鳥取県内に居所がある方）

◆一時帰国者や鳥取県以外に住民登録をしている学生、船員、長期出張者等の方は、鳥取県で申請できる場合があります。ただし、一定の条件を満たしていない場合や、特別に提示・提出する必要のある書類等が揃えられない場合には、申請を受付できません。
事前に、必ず旅券窓口にお問合せください。

◆代理申請はできません。

◆住民票が必要です。（住民基本台帳ネットワークシステムが利用できないため。）

3　その他

◆旅券の有効期間内に切替申請ができるのは次の①～⑤です。
①残りの有効期間が１年未満になった場合
②査証欄の余白が少なくなった場合（１回に限り40頁の増補もできます。）
③氏名・本籍に変更が生じた場合
④有効な旅券を損傷した場合（破損の程度により手続きが異なります。事前に御相談ください。）
⑤ICチップが破損したことにより不都合が生じた場合
}　残りの期間は切捨てになります。

◆「刑罰等関係」に該当する方は、申請に先だって書類や手続きが別途必要となりますので、必ず事前に旅券窓口にお問合せください。

◆査証（ビザ）については、日本にある渡航先国の大使館または領事館に直接お問合せください。

◆有効な旅券を不注意・盗難等により紛失したり、焼失した場合は、旅券名義人本人が **紛失（焼失）届出** をする必要があります。事前に必ず本人が旅券窓口にお問合せください。

◆境港市、倉吉市、日野郡内の窓口で、市・町民以外の方が申請する場合は、住民票が必要です。なお、市・町窓口で「広域交付住民票」を発行することも出来ます。

4　旅券の受取について

◆旅券の受取は、年齢に関係なく必ず旅券名義人がお越しください。（代理人では受取できません。）

◆旅券は原則として申請した旅券窓口での受取となります。

◆旅券の受取は、申請が受理された日から数え、閉庁日（土・日・祝日・年末年始）を除いて、県庁窓口で5日目、中部・西部・境港市・倉吉市・日野郡内町窓口で7日目です。

◆受取の際には、次の手数料が必要です。

旅券の種類	年　齢	収入印紙	鳥取県収入証紙	合　計
10年間有効旅券	20歳以上	１４，０００ 円	２，０００ 円	１６，０００ 円
5年間有効旅券	12歳以上	９，０００ 円	２，０００ 円	１１，０００ 円
	12歳未満	４，０００ 円	２，０００ 円	６，０００ 円

〔注意〕年齢は誕生日の１日前に１歳加算されます。
例　・４月５日で12歳になる方　→　４月４日から「12歳以上」としての手数料が必要。
　　・４月５日で20歳になる方　→　４月４日から「20歳以上」として、10年旅券を選択できる。
（※）年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。
この法律によれば、年齢は誕生日の前日に１歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、12歳未満の手数料は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

5　鳥取県の旅券窓口

窓　口	所　在　地	電話番号	受付時間	
県庁旅券窓口 （県庁本庁舎１階）	鳥取市東町一丁目220番地 県庁旅券窓口	0857－26－7080	申請 受取	月～金曜日　8:30～18:30 月～金曜日　8:30～18:30 日　曜　日　8:30～17:00
西部旅券窓口 （西部総合事務所１階）	米子市糀町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所 米子パスポートセンター	0859－31－9797	申請 受取	月～金曜日　8:30～17:00 月～金曜日　8:30～18:30 日　曜　日　8:30～17:00
中部旅券窓口 （中部総合事務所別館）	倉吉市東巌城町２番地 鳥取県中部総合事務所 中部パスポートセンター	0858－23－3113	申請 受取	月～金曜日　8:30～17:00 月～金曜日　8:30～18:30
境港市役所　市民課	境港市上道町3000番地	0859－47－1033	申請 受取	月～金曜日　8:30～17:15
倉吉市役所　市民課 （第二庁舎）	倉吉市堺町二丁目253番地１	0858－22－8155		
日南町役場　住民課	日野郡日南町霞800番地	0859－82－1112	申請・受取	月～金曜日　8:15～17:00
日野町役場　住民課	日野郡日野町根雨101番地	0859－72－0333	申請 受取	月～金曜日　8:30～17:15
江府町役場　住民課	日野郡江府町江尾1717番地１	0859－75－3223		

○土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休みです。
○県庁・西部窓口では、年末年始以外の日曜日は交付のみ行います。（日曜日が祝日と重なった場合も行います。）

旅券（パスポート）申請のごあんない

折り曲げたり汚れたりした申請書は受付できません!!

令和3年1月現在

申請に必要な書類（下記の書類をすべてご用意ください。コピーでは受付できません）

1 一般旅券発給申請書　…1通
（5年旅券と10年旅券では申請書が違います）
＊黒又は青のボールペンで、裏面の記入例を参照して正確に記入してください。（油性ボールペンを推奨）
＊申請時に20歳以上の方は、5年旅券・10年旅券のいずれかを選択してください。
＊申請時に20歳未満の方は、5年旅券に限ります。
＊申請書は、全国共通です。

2 戸籍抄本　…1通
（申請日前６ヶ月以内に発行されたもの）
＊残りの有効期間が1年未満、または有効期間内に査証欄の余白がなくなった場合の切替えで、氏名・本籍地の都道府県名に変更のない方は省略することができます。
ただし、一時帰国者、外国姓等非ヘボン式ローマ字表記または別名併記希望者、未成年者で親権者の確認が必要な場合、成年被後見人で後見人の確認が必要な場合は省略できません。
＊２枚以上になっている場合はすべて持参してください。
＊同一戸籍の方々が同時に申請する場合は戸籍謄本１通でも結構です。

3 写真　…1枚
（申請日前６ヶ月以内に撮影されたもの）

提出された写真がそのまま転写され、旅券（パスポート）が作成されます。
海外渡航にあたり、自分自身を証明する大変重要なものです。
規格を満たした鮮明な写真を貼らずに持参してください。

〈注意〉規格に合わないもの等、不適当な写真は撮り直していただくことになります。

原　寸　大
（単位：mm）

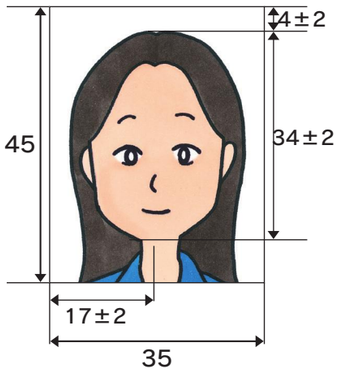

●ふちなしで、上図指定規格を満たしたもの
●色は白黒、カラーいずれでも可
●正面向きで、無帽、無背景（影が写っていないもの）
●乳幼児の写真についてはお問合せください。

【不適当な写真の例】（鳥取県交流推進課のホームページに詳しく説明しています。）
●肌を白く見せる機能やマスキング（縁取り）、その他の機能を用いて、画像処理を施したもの
●汚れや傷のついたもの、また、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ）、インクのにじみ等、品質に乱れがあるもの（家庭用デジタルカメラでの写真は撮り直していただくことがあります。）
●カラーコンタクト等、色付きのメガネ、極端に目立つ髪飾り、アクセサリー等を付けているもの
●顔や首が隠れているもの（大きく立った襟やマフラー、極端に目立つヘアバンド等）
●瞳が欠けているように見えるもの（照明等により瞳の端に光が写ることがあります。）

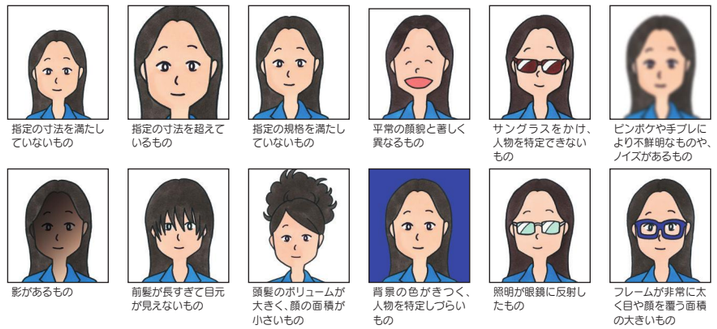

4　申請者本人の確認書類〈現在有効な原本（コピーは不可）〉

1つでよいもの		◆日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものも含む）◆運転免許証 ◆住民基本台帳カード（写真付き） ◆海技免状 ◆宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆官公庁職員身分証明書（氏名・写真・生年月日のあるもの）◆船員手帳 ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃・空気銃所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆身体障害者手帳（偽造防止、写真付き） ◆運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）◆個人番号カード（マイナンバーカード）
2つているもの	㋑	◎健康保険証　◎年金証書　◎年金手帳 ◎（乳幼児のみ適用）特別医療費受給資格証または母子手帳（いずれも健康保険証とセット） ◎（小学生のみ適用）特別医療費受給資格証と健康保険証のセット ◎介護保険被保険者証　◎印鑑登録証明書（申請日前６ヶ月以内に発行のもの）と登録印のセット ◎後期高齢者医療被保険者証（他の健康保険証とのセットは不可）
	㋺	○学生証（在学証明書・在園証明書でも可）○失効した日本国旅券（失効後6ヶ月を過ぎたもの） ○公の機関が発行した資格証明書・会社の身分証明書（氏名・写真・生年月日のあるもの）

●上のものがない方は次のなかのいずれか2つをお持ちください。（㋑＋㋺または㋑＋㋑の2点 ㋺欄から2つは不可）

5　前回の旅券（パスポート）

＊以前に旅券（パスポート）を取得された方は提示してください。
＊有効期間中の旅券（パスポート）をお持ちの方はその旅券（パスポート）を提出されないと受付できません。

代理申請について

（紛失一般旅券等届出、刑罰等関係、居所申請に該当する場合は代理申請が認められません。）

＊申請者本人に代わって代理人が申請書類を提出することができます。申請書はあらかじめ申請者本人が記入してください。
代理申請の場合は、次の書類が必要です。
●申請者本人の必要書類（上記「申請に必要な書類」の１～５）
●申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」
特に、申請書の４ヶ所（裏面参照）は、申請者本人が記入されていないと受付できませんのでご注意ください。
●**代理人の本人確認書類も必要です。**（上記の「4　申請者本人の確認書類」の中から1つ。2つているものの場合は2つ）

記入例 と ご注意

- ●申請書は5年用と10年用があります。(記入例は5年用です)
- ●申請書は**黒又は青のボールペン**で**太枠内をていねいに記入してください。**
- ●**申請書は折れたり、汚れたりしたものは受付できません。**
- ●記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。
  ただし「所持人自署」欄は訂正できません。

●ヘボン式ローマ字について、次のものは特に誤りやすいので注意してください。

《正しい表記》

し SHI	じ･ぢ JI	ちゃ CHA	じゃ JA
ち CHI	しゃ SHA	ちゅ CHU	じゅ JU
つ TSU	しゅ SHU	ちょ CHO	じょ JO
ふ FU	しょ SHO	りょ RYO	

撥音:B･M･Pの前にNの代りにMをおく 〈例〉なんばNAMBA

促音:子音を重ねる 〈例〉はっとりHATTORI

長音:記入しない 〈例〉きりゅうKIRYU、ゆうこYUKO、おおたOTA、ようこYOKO

《所持人自署》

申請者が海外で使用する署名(サイン)として、そのまま旅券に転写されます。**必ず本人が署名してください。**

〈例〉

漢字で書く場合：山田広次

ローマ字で書く場合：Koji Yamada

幼児等がひらがなで書く場合：やまだいちろう

※他人が模写しやすい字体(カタカナ、ローマ字の大文字活字体等)は避けてください。

乳幼児等で所持人自署を署名できない方に限り、親権者等が下記のように代筆できます。

〈例〉子(山田一郎)の所持人自署を父(山田広次)が代筆する場合

山田一郎 / 山田広次(父)代筆

Ichiro Yamada / by.K.YAMADA(FATHER)

※障害をお持ちの方で署名が困難な場合は事前に窓口にお尋ねください。

署名としてよくない例

×枠からはみ出たもの

×署名をなぞったもの

×インクが薄かったりかすれたもの

(表面)

一般旅券発給申請書 新規・切替 5年用

(20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日 年 月 日 ／ 受理番号 ／ 窓口記入欄 ／ 区分 1 該当なし 2 二重発給 3 訂正新規 4 切替新規 5 入力あり 6 裏面あり ／ 確認

有効期間 5 ✓ 子供 ／ 発行年月日 ／ 交付年月日 ／ 旅券番号

写真（写真は貼らずにお持ちください）
注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）
*貼付した写真は旅券に転写されます

氏名 ヨミカタ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「パ」等と記入してください。）：ヤマダ コウジ

姓（戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください）名：山田 廣次

ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。（枠が足りない場合は窓口に申し出てください）姓 YAMADA　名 KOJI

※ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

性別 男 ✓ ／ 生年月日 昭和 ✓ 40年04月09日（該当する枠内に✓印を記入してください）

所持人自署（この署名は旅券にそのまま転写されます）：山田広次（枠からはみ出さないように署名してください）

所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。(例えば、by A.YAMADA(Mother)やby A.YAMADA(Father)など)

本籍（都道府県名を左詰めで記入してください）：鳥取県　（市区郡以下を記入してください）：鳥取市東町一丁目220

※今までに旧姓も含め旅券の発給を受けたことがありますか。 ☑ある □ない
もし、発給を受けたことがある場合は、最後に発給を受けた旅券について記入してください。
旅券番号 MR1234583　発行年月日（西暦で記入）20020609
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。YAMADA

この申請書を提出する日の年齢：満（55）歳

20歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。私は有効期限が(5)年の一般旅券の発給を希望します。

※3日以内に紛失(焼失)届出を行っている場合は、枠内に✓印を記入してください。

現住所（住民票に記載の住所）〒680-1170 鳥取市北町三丁目10番地1号　電話 0857(26)7080　携帯 090(0000)△△△△　メールアドレス yamada@0000.com

その他勤務先など日中の連絡先 (株)○△×○ 電話 0857(26)7124

居所で申請する場合は居所も下段に記入してください　〒　電話（ ）

日本国内の緊急連絡先　住所 倉吉市はごろも町二丁目305番地　氏名 山田達朗　申請者との関係 父　電話 0858(23)3113

刑罰等関係
※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

	はい	いいえ
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	□	☑
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	□	☑
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	□	☑
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	☑
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	☑
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	□	☑

外国籍の有無
現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内に✓印を記入してください) はい□ いいえ☑
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。
取得年月日 年 月 日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生 □
外国での出生 □
外国人との婚姻又は養子縁組 □
帰化申請又は国籍取得届出 □

外務省コード欄：03 13条　10 別名併記　14 暦外確認　0A 別人　0C 解除　0E 職権　0H 特例1　0K 特例3　0N 永住　04 対立地域　11 非ヘボン　15 暦外表示　0B 失効　0D その他訂正　0G 再作成　0J 特例2　0M JICA ／ 官庁コード

(別記第2号様式)　用紙の大きさはA4

裏面も記入してください

この四ヶ所は申請者本人が必ず記入してください。

- ヘボン式ローマ字で大文字活字体で記入してください。
- 戸籍どおりにかい書体で正確に記入してください。住所は番地まで記入してください。
- 「ある」「ない」どちらかに✓印。旅券番号、発行年月日がわからない場合は、申請時に申し出てください。
- 委任される場合は、申請者本人が委任した日の日付を必ず記入してください。
- 20歳以上の方は「5」と記入してください。
- 住民票どおり正確に団地･アパートは名称･棟･号まで記入してください。
- 勤務先等、昼間の連絡先を記入してください。
- 渡航中の緊急時に連絡がとれる国内の家族･親族･勤務先等を記入してください。(一緒に渡航しない人)
- 外国の国籍を持っているかどうか✓印を記入してください。

〈刑罰欄関係〉
- 申請者本人がよく読んで✓印を記入してください。「はい」に該当する方は事前に必ず申し出てください。

(裏面)

予定がなければ「未定」と記入してください。

出発予定日 令和3年3月31日　※主要渡航先での滞在期間 ☑3ヶ月未満 □3ヶ月以上

出発予定日、渡航先での滞在期間を記入してください。

※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合　② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入　**※該当者のみ記入してください**

今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)　国名　コード

旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例:GAIMU(TANAKA))

(姓) 最大31字まで(別名を含む)
(名) 最大31字まで(別名を含む)

注:旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(、・～など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の( )は記入可。

申請者がヘボン式以外の表記をご希望の場合はここに記入してください。パスポートの旅券面にはここに記された表記が表示されます。
※申請者の責任で家族の姓の表記を同一にしておく必要があります。

外務大臣殿 ／ 在 大使 総領事 殿　令和3年1月7日

法定代理人(親権者、後見人など)署名

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

申請者が①未成年者の場合は親権者である父･母(養親･未成年後見人)、②成年被後見人の場合は後見人が署名してください。
- ●①で記入する際の注意点として、父親が署名する場合は父親が、母親が署名する場合は母親が自己の氏名を署名してください。
- ●親権者と子供の姓が異なる場合は、親の戸籍が必要なことがあります。詳しくはお問合せください。

本人確認欄
(1点でよい書類) □日本国旅券 □運転免許証 □個人番号カード □船員手帳 □海技免状 □猟銃等所持許可証 □戦傷病者手帳 □宅建取引士証 □電気工事士免状 □無線従事者免許証 □官公庁職員身分証明書 □身体障害者手帳(偽造防止、写真付き)
(2点必要な書類) □健康保険証 □国民健康保険証 □船員保険証 □共済組合員証 □年金証書等 □介護保険証 □印鑑登録証明書及び実印 □後期高齢者医療被保険者証 □その他写真付きの身分証明書(学生証、社員証、公的な資格証明書など) □一時帰国者

官公庁記載欄　□本人 □代理　非ヘボン　姓 名 別名　長音表記　理由( )

代理人が提出する場合のみ記入してください

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入
私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
令和3年1月7日
引受人氏名 山田浩子　申請者との関係 妻
引受人住所 鳥取市北町3丁目10番地1号

引受人記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
令和3年1月7日　連絡先電話番号0857(26)7080
生年月日 明治・大正・(昭和)・平成・令和43年6月1日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第3号様式)　(令和二年十二月改正)

申請者本人が必ず記入してください。

代理人(引受人)の方が記入してください。生年月日も記入してください。